

敦賀市資源回収奨励補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内の地域住民で組織する団体が実施する市内各家庭からの資源回収に対し奨励補助金を交付することにより、市民の環境美化及び資源の有効利用に対する意識の高揚並びにごみの減量化による処理経費の低減を図ることを目的とする。

(対象団体等)

第2条 奨励補助金の交付を受けることができる団体は、次に掲げる要件を備え、かつ市に登録した団体とする。

- (1) 資源回収を地域住民自らの手で継続的に実施すること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 回収した資源をあらかじめ市長の登録を受けている資源回収業者に引き渡すこと。

2 奨励補助金の交付を受けることができる資源回収業者は、前項の団体が回収した資源の引渡しを受けた資源回収業者で、市長の登録を受けているものとする。

(団体の登録)

第3条 前条第1項の規定により登録しようとする団体は、資源回収実施団体登録申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により登録した団体の代表者は、団体の名称、住所若しくは氏名又は登録申請した事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を資源回収実施団体変更届出書(様式第2号)で届け出なければならない。

3 市長は、第1項の規定により登録された内容に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合若しくは2年以上にわたり資源回収の実績がない場合は、その団体の登録を取り消すことができる。

(資源回収業者の登録)

第4条 第2条第2項の規定による登録を受けようとする資源回収業者は、資源回収業者登録申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定に基づく申請があった場合、内容を審査し、市内に事務所、計量機及び保管場所を有し古紙等資源回収事業を行っており適当と認めるときは資源回収業者登録通知書(様式4号)を回収業者に交付するものとする。

3 前項の規定により登録された資源回収業者の代表者は、代表者の住所若しくは氏名又は登録申請した事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を資源回収業者変更届出書(様式第5号)を提出しなければならない。

4 第2項の規定により登録された資源回収業者の代表者は、第2条第1項の団体が回収した第5条の対象品目引渡しについて受入れに努めなければならない。

5 市長は、第2項の規定により登録された内容に虚偽又は著しい事情の変更が認められる場合は、その団体の登録を取り消すことができる。

(対象品目)

第5条 資源回収を実施する団体が資源として回収する交付対象品目は、次のとおりとする。

- (1) 古紙類(新聞、雑誌、ダンボール、雑がみ)
- (2) 古繊維類

(回収量の報告)

第6条 資源回収業者の代表者は、第2条第1項の規定による団体から回収した月ごとの回収量を資源回収報告書(様式第6号)により届け出なければならない。

(奨励補助金の額)

第7条 奨励補助金の額は、第2条第1項に規定する団体については資源回収量に1kg当たり5円の額を乗じて得た額とし、第2条第2項に規定する資源回収業者については資源回収量に1kg当たり別表に定める額を乗じて得た額とする。ただし、その額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

2 市長は、前項の別表に定める額を、次項の取引単価報告書等により取引単価に変動があったときは協議し、変更する場合がある。この場合において、市長は、その旨を第2条第2項の資源回収業者代表者に通知するものとする。

3 資源回収業者の代表者は、毎年4月及び10月現在の古紙問屋仕入古紙価格等(以下「取引単価」という。)を取引単価報告書(様式第7号)により届け出なければならない。

(奨励補助金の交付申請)

第8条 奨励補助金の交付を受けようとする団体及び資源回収業者は、回収した期間が1月から6月までの分については7月15日までに、7月から12月までの分については翌年の1月16日までにそれぞれまとめて資源回収奨励補助金交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の交付申請書には、資源回収実績報告書(様式第9号)及び第2条第2項の資源回収業者が発行する計量伝票又は受入伝票を添付しなければならない。

(奨励補助金の交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励補助金を交付することが適当であると認めた場合は、交付の決定をし、速やかに資源回収奨励補助金交付決定通知書(様式第10号)により申請者に通知する。

(奨励補助金の交付)

第10条 奨励補助金の支払は、前条の規定により奨励補助金の交付決定の通知をした後に資源回収奨励補助金交付請求書(様式第11号)により行う。

(奨励補助金の返還)

第11条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により奨励補助金の交付を受けた団体又は資源回収業者に対し当該奨励補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか奨励補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2年7月1日から施行する。

この要綱は、平成 5年4月1日から施行する。

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

この要綱は、平成11年1月4日から施行する。

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この要綱は、平成13年10月1日から施行する。

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
この要綱は、平成16年10月1日から施行する。
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
この要綱は、平成17年10月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
この要綱は、平成19年10月1日から施行する。
この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成20年9月26日から施行する。
この要綱は、平成20年10月1日から施行する。
この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。